

## 平成30年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成30年6月28日(木)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 高 柳 誠  
同 委 員 新 井 良 保  
同 委 員 伊 神 泉

## 議 題

## 1 議題

- (1) 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求  
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情  
〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕

- (14) 平成30年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書〔継続審議〕
- (15) 平成30年陳情第2号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情〔継続審議〕
- (16) 平成30年陳情第3号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情

### 3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

### 4 報告

- (1) 教育長報告
  - ① グランドデザイン構想（案）について
  - ② 小中一貫教育推進のための文部科学省調査研究事業について
  - ③ ねりま接続期プログラムの作成について
  - ④ 平成30年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について
  - ⑤ 練馬区立武石少年自然の家（本館）の臨時休館について
  - ⑥ 練馬区立小竹図書館の指定管理者の選定について
  - ⑦ 平成30年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
  - ⑧ 平成30年第二回練馬区議会定例会提出議案について
  - ⑨ 学童クラブの休室について
  - ⑩ 東大泉保育園改築工事の工期変更について
  - ⑪ 平成30年度夏休み居場所づくり事業の実施について
  - ⑫ 練馬区立心身障害者福祉センターにおける居宅訪問型保育と連携した児童発達支援事業所の開設について
  - ⑬ 平成30年度における保育所待機児童対策について
  - ⑭ その他
    - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
    - ii 教育・保育施設におけるブロック塀等の安全点検等取組状況について
    - iii 区立保育園における職員のペットボトル飲料水への異物混入の疑いについて
    - iv その他

開 会            午後    3時00分  
 閉 会            午後    5時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀    和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一

同	学務課長	清	水	輝	一
同	学校施設課長	竹	内	康	雄
同	保健給食課長	小	林	敏	行
同	教育指導課長	芝	田	智	昭
同	副参事（教育政策特命担当）	齋	藤	健	一
同	学校教育支援センター所長	清	水	優	子
同	光が丘図書館長	桑	原		修
同	こども家庭部子育て支援課長	鳥	井	一	弥
同	こども施策企画課長	太	田	喜	子
同	保育課長	三	浦	康	彰
同	保育計画調整課長	大	窪	達	也
同	青少年課長	加	藤	信	良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮	原	恵	子

#### 教育長

ただいまから平成30年第12回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が3名いらっしゃっている。

それでは、案件に入る前に、教育長および教育委員の任命についてご報告する。

昨日、6月27日に開催された平成30年第2回練馬区議会定例会において、教育長の任命同意議案が可決された。これにより7月1日付けで、引き続き、私、河口浩が前川区長より教育長としての任命を受けたことを報告する。

また、それに先立つ6月19日に開催された練馬区議会定例会においては、教育委員の任命同意議案が可決された。これにより6月20日付けで、新井良保委員、伊神泉委員が、前川区長より教育委員としての任命を受けた。

つきましては、まずは、私からご挨拶をさせていただく。今申し上げたとおり、昨日の議会で、引き続き教育長ということで議会の承認をいただいた。7月1日から再任ということではあるが、新たな気持ちで練馬区の子供たちのために頑張ってまいりたいと考えている。よろしくご報告申し上げます。

それでは、新井委員一言ご挨拶をお願いします。

#### 新井委員

ただいまご紹介いただいた新井良保である。よろしくご報告します。自分の専門である特別支援教育、障害児療育等に関する経験や知識を、少しでも生かすことができると考えている。これからお世話になる。よろしくご報告します。

#### 委員一同

よろしくご報告します。

#### 教育長

それでは、伊神委員よろしくご報告します。

伊神委員

ご紹介いただいた伊神泉である。私は現役保護者の代表の委員として活動することになる。子供がまだ中学校に通っているため、教育というものが身近にある状況である。親としての考え方や感じ方をお伝えするなど、私なりに精一杯やっていきたい。よろしく願います。

委員一同

よろしく願います。

教育長

それでは案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は議題が1件、陳情16件、協議2件、教育長報告14件である。

(1) 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに議題の1番、練馬区教育委員教育長職務代理者の指名についてである。  
この案件については、本年6月30日までが坂口委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、本年7月1日以降について、教育長職務代理者の指名を行うものである。  
この案件について、事務局から説明することがあれば願います。

教育総務課長

平成26年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それ以外のときについては教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになる。

また、代理する権限の範囲は、基本的に教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は、教育振興部長等に委任することができると定められている。

なお、現在の坂口委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までとなっている。そこで、7月1日以降の教育長職務代理者の選出が必要となっている。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が、教育委員の皆様の中から指名をさせていただくこととなっている。

また、教育長の職務を代理する者は、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでも、その権限はかなり重くなっている。そこで、任期については法律等の定めがないため、私としては、今回も本年7月1日から来年の6月30日までの1年間をお願いしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

高柳委員を指名させていただく。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の教育長職務代理者に指名された高柳委員からご挨拶をお願いします。

高柳委員

ただいま教育長職務代理者に指名された高柳である。今、説明があった法令等に基づき、教育長の補佐ができるよう、また、練馬区の子供たちの教育や保育が充実したものになるように務めていきたい。教育長、委員の皆様、また、部課長および職員の皆様のご協力、ご支援が必要なことだと思う。これから、どうぞよろしくお願いする。

教育長

続いて、委員の議席についてお諮りする。

練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は合議により定めるとされている。本日の議席については、暫定的にお座りいただいている。

7月1日以降は、現在の教育長職務代理者である坂口委員の座席に、高柳委員に座っていただきたいと考えている。また、新しく委員になられた新井委員、伊神委員は、現在お座りいただいている座席ということでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(16) 平成30年陳情第2号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情

教育長

次に、陳情案件である。陳情案件の(16)平成30年陳情第3号 中学校「特別の

教科「道徳」の教科書採択に関する陳情。この陳情については、本日新たに提出されたものである。事務局より読み上げをお願いする。

事務局

平成30年陳情第3号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情。  
陳情者は記載のとおりである。

陳情要旨。

- 1、教科書採択をする教育委員会は、希望する区民が全員傍聴できるように会場を整えてください。
- 2、教科書展示会で出された意見を、採択前に区民の誰もが読めるようにしてください。
- 3、子供たちに直接接して授業を行う現場の教師が、望ましい教科書について十分に調査・研究できる時間と機会を保障し、その意見を尊重して採択してください。
- 4、中学校「特別の教科 道徳」教科書の採択において、広く区民の意見を聞き、憲法や子どもの権利条約に基づいた子供たちの人格形成にとって最良の教科書を採択してください。

以上である。

教育長

この陳情の他にも、教科書関連の陳情が提出されているので、後日合わせて審査を行いたいと考えている。そのため、本日は継続とさせていただきたい。何か資料要求はあるか。

坂口委員

資料要求になるか分からないが、陳情書にある「長い文章」、「たたみ込まれるように書かれている記述」というのはどの程度のものを指すのだろうか。何冊かで結構なので、文章の長さを比較し、資料として出していただくことは可能だろうか。

教育長

それは陳情審査の中で説明させていただくということでよろしいか。資料として整えるのは少し難しいかもしれない。

坂口委員

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

ほかに、資料として必要なものはあるか。

それでは、本日はここまでとし、継続審査とさせていただきたいと思う。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕
- (14) 平成30年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書〔継続審議〕
- (15) 平成30年陳情第2号 中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する陳情〔継続審議〕

教育長

残りの継続審議中の陳情15件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。この協議案件2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① グランドデザイン構想（案）について
- ② 小中一貫教育推進のための文部科学省調査研究事業について
- ③ ねりま接続期プログラムの作成について
- ④ 平成30年度私立幼稚園等就園奨励費補助金について
- ⑤ 練馬区立武石少年自然の家（本館）の臨時休館について
- ⑥ 練馬区立小竹図書館の指定管理者の選定について
- ⑦ 平成30年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
- ⑧ 平成30年第二回練馬区議会定例会提出議案について
- ⑨ 学童クラブの休室について
- ⑩ 東大泉保育園改築工事の工期変更について
- ⑪ 平成30年度夏休み居場所づくり事業の実施について
- ⑫ 練馬区立心身障害者福祉センターにおける居宅訪問型保育と連携した児童発達支援事業所の開設について
- ⑬ 平成30年度における保育所待機児童対策について
- ⑭ その他
  - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
  - ii 教育・保育施設におけるブロック塀等の安全点検等取組状況について
  - iii 区立保育園における職員のペットボトル飲料水への異物混入の疑いについて
  - iv その他



教育長

次に、教育長報告である。本日は14件ご報告をする。  
まず、報告の1番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

新たに委員になられたお二人は、よくわからない点もあったかと思うが、このグランドデザイン構想は、練馬区の未来をこのようにしたいという将来像を区民の皆様と共有するために作られたものである。

当然、教育委員会と関わりのある部分もあれば、他の部署が担うべきところもあるので、ここで中身を議論するのは難しいと思っている。

本日ご覧いただいている冊子についてだが、素案について区民の皆様より様々なご意見をいただき、修正したものを案としてお示ししている。今後、グランドデザイン構想の案が取れて、実際のグランドデザイン構想が完成することになる。

これは練馬区全体の取組であることをご承知おきいただきたい。ただ、教育委員会に関わりのあるところもあるので、本日、教育委員会でご報告させていただいた。

何かご意見、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の2番をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

小中一貫教育については、練馬区の教育の大きな柱の1つであり、全ての小中学校で行っているものである。今回、文部科学省の調査研究事業として応募し、3年間の研究事業を実施した。対象となる学校は旭丘中学校・旭丘小学校・小竹小学校の3校である。この調査研究事業が昨年度終了したため、3年間の成果として、本日ご報告させていただいた。何かご質問・ご意見はあるか。

高柳委員

リーフレットを読ませていただいた。心身の健康、豊かな心の育成、学力の向上、主体的な学びの育成、地域社会の一員としての自覚の芽生えというように、それぞれの狙い・目標に合わせて具体策を考えており、地に足が付いた研究であると感じた。

どの実践も興味深く、大変良い試みだと思う。機会があれば、実際の教育や活動の自身を見学したい。

教育長

ほかは、いかがか。

坂口委員

この地域には3つの大学があり、その特色を生かした色々なプログラムが考えられると思った。リーフレットでは、作品展で大学生の作品を飾った、放課後の勉強会に学生のボランティアが来たとあるが、さらなる工夫ができるのではないかと思う。今後も大学との交流が進むことを願っている。

教育施策課長

大学との連携については、これまでは個別に連携を図っていたが、本事業をきっかけに、3校と教育委員会事務局が一緒に入り、連携・協議を行うことができた。平成29年度で事業終了となるが、引き続きこの関係性を生かしながら、連携強化等を図っていきたいと考えている。以上である。

教育長

特色のある大学が多く、組み合わせによっては様々な工夫ができるのではないか。そういった意味で、非常に可能性のある良い地域だと思っている。

また、旭丘小学校と旭丘中学校には特別支援学級があり、共同調理実習や、合同校外学習等といった連携も行っている。小学校と中学校の特別支援教育の連携という点でも、非常に意義のある試みだと思っている。これまで行ってきたことを、ぜひ練馬区の全校に発信してほしい。

ほかに何かご意見・ご質問はあるか。

新井委員

小中一貫教育の充実に向けた取組の中で、学力向上支援講師とある。非常に大事な取組だと思うが、内容について具体的に教えていただきたい。

教育振興部副参事

学力向上支援講師は教職員免許を持った方が授業の中に入り、例えば、算数の授業について、少人数で分割したときに1つの講座を持って授業をやっていただくといった取組である。

教育長

1つのクラスを2つに分ける場合、担任の先生は1人しかいないので、片方をもう1人をお願いするといった形である。あるいは2人で1つの授業を行う場合もある。いろいろ工夫しながら、学力向上支援講師を活用させていただいている。

新井委員

いわゆるチームティーチングということか。

教育長

そのとおりである。

ほかは、いかがか。よろしいか。

それでは、次の案件に移る。報告の3番をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

先ほど、小中一貫教育を練馬区の教育の大きな柱としていると申し上げたが、保育園・幼稚園と小学校の連携というのも大変重要な項目である。ご存知のとおり、練馬区の教育委員会は保育事業も担っており、保育園、幼稚園、小学校のすべてを教育委員会が担っている。

この強みを生かし、幼・保・小が連携するための協議会を設け、公立あるいは私立の先生方にも集まってもらい、さまざまな協議を重ねてきた。今回お示した接続期のプログラムは、小学校に上がる時期を「接続期」と捉えて、どういうことを入学前にやっていただければありがたいかということを含め、協議会の先生方が中心となって検討、作成したものである。私はなかなか思い切った取組だと思っているが、それが完成したということで、本日ご報告させていただいた。

今、説明があったように基本的には、幼稚園・保育園・小学校の先生方向けにつくったものになるが、保護者の皆さん方にも参考になるかと思い、ホームページにも掲載する方向で考えている。

何かお気づきの点、ご意見、ご質問があればお寄せいただければと思う。

坂口委員

読ませていただいて、先生方がどれだけ心を込めてお作りになったかということが本当によく分かった。非常に大変だったと思う。作成にあたっては、保育園・幼稚園、小学校のいずれの先生もメンバーに入っておられるのか。

教育施策課長

幼稚園・保育園・小学校の先生方にお集まりいただき、こういったものが現場にあったらよいのではないかという視点で作成していただいた。

坂口委員

幼稚園・保育園から小学校1年生に上がった時のギャップが生じないよう、工夫して書かれていると思う。ぜひ、それぞれの現場で生かしていただきたい。素晴らしい資料だと思う。

#### 伊神委員

保護者の中には、幼稚園を卒園した子と保育園を卒園した子との間で差があるのではないかと、心配される方もたくさんいると思う。この資料を見て、保育園、幼稚園、小学校の先生が連携しており、同じ目線で勉強して下さっていることが分かれば、保護者の安心につながるのではないか。ぜひ、ホームページにも出していただきたい。

#### 高柳委員

大変素晴らしい資料だと思う。学びの芽生え、生活習慣、人との関わりなど、この時期に必要な視点に沿ってまとめられている。それぞれの幼稚園・保育園、小学校等で生かしてもらえればありがたいと思う。

また、実践例についても、子供が経験している内容、援助のポイント、家庭との連携と非常にわかりやすくまとめられており、目で見てすぐわかるようになっている。ホームページに掲載することで、保護者も活用できると思う。

#### 新井委員

小1プロブレムという大きな課題に対する、非常に素晴らしい取組である。練馬区全体の保育、教育の向上にもつながると思う。現場の先生方にとって、非常に役立つものになるのではないか。

#### 教育振興部長

教育長から説明があったとおり、練馬区教育委員会においては、6年前より、学校教育と児童福祉が同じ屋根の下で活動することになった。保育園と幼稚園が全く同じ所管の中で運用されるという全国的にも珍しい例である。

そのような状況で始めたのが幼保小連携である。この取組が今回このような形で実を結んだものと理解している。

一方で、幼稚園教育要領と保育所保育指針というものは近年ほぼ一致している。そういった意味では、幼稚園と保育園というのは、ほとんど同一の方針の中で運用をされていることになる。

また、小学校入学にあたり、保護者の方が一番心配されるのが、どこまで習得して小学校に行くべきなのかということである。この6年間におよぶ協議・検討の中で、平仮名を書いたり読めたりできなければいけないのかという質問に対し、小学校の先生は、「自分の名前が識別できればそれで十分である」と答えていた。幼保小連携の取組を進めることで、幼稚園・保育園・小学校の相互理解はかなり進んできたと思っている。

このプログラムの中では、このぐらいの年齢になれば標準的にできるようになるだろうといったことについても示している。当然、個人差は出てくるだろうが、それも踏まえた上で、現場の先生方、保護者の方にもご利用いただくために、作成させていただいたものである。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

いわゆる配慮を要する子についてである。今、幼稚園・保育園における喫緊の課題として、発達障害等の診断を受けておらず、集団の中になかなか溶け込めない子供がいる。こだわりがあったり、けんかをしたり、そういった子供について、どのように対応しているのだろうか。

学務課長

委員のご指摘のとおり、発達障害の子供は増えている状況にある。幼保小連携という視点での対応についてだが、小学校に上がる前に、幼稚園、保育園の先生から保護者を通じて相談がいくといったことが行われている。

教育振興部長

平成 19 年に特別支援教育が始まったが、その際に就学支援シートというものを作り、幼稚園・保育園から小学校に上げてもらうという制度を作った。

ただ、現場では先入観を持って小学校に上がってほしくないという保護者の願いもあるため、この 11 年間、保護者の方に理解をしていただけるよう粘り強く進めてきたという状況である。幼稚園の指導要録、保育園の保育要録を引きつぐというのは制度上あるわけだが、近年、就学支援シートについても定着してきた。今後、少しずつ拡大を図りたいと考えている。

教育長

年齢ごとの育ちの段階、例えば、学びの芽生えや人との関わり、生活習慣や運動といったものについて、このようなレベルが標準であるというものを出すと、それに到達しない子供がいた場合に不安に感じる方も出てくる。この資料がそういう子供たちを、排除、差別するために使われては本末転倒である。

その点については、我々としても非常に神経を使って作成している。子供の育ちはそれぞれ違うため、一人ひとりに寄り添って育ちの支援をするためにこそ、こういうものが必要だというスタンスで、このプログラムを作成した。

お読みいただき、お気づきの点があれば個別にでもお寄せいただければと思う。ほかにいかがか。

坂口委員

資料 9 ページの家庭との連携の中では、5 歳児、いよいよ 1 年生になるという時、子供たちの小学校に入りたいという期待を受け、親はどうしたらよいかということがすごく丁寧に書いてある。

例えば、校長先生の講話を聞く機会をもつなど、子供たちが小学校生活について勉強できるような機会があってほしいと思う。

教育長

接続期プログラムについてはこれで確定というよりも、ここからブラッシュアップしていくつもりでいる。何年かに1回は内容を検証しながら修正していくという形を取っていきたい。教育委員の皆様にもご意見等をお寄せいただきながら、より良いものにしていけたらと思う。よろしくお願ひしたい。

それでは、次の案件に移ってよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは報告の4番をお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

平成30年度の私立幼稚園の就園奨励費について、補助金の増額があったためご報告させていただいた。何か、ご質問、ご意見あるか。

よろしいか。それでは、次は報告の5番をお願ひする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

練馬区には少年自然の家が4つあり、山方面が2つ、海方面が2つある。

少年自然の家は、それぞれ小学校の移動教室、林間学校、臨海学校等で使っており、それ以外の日については、一般の区民の方が使用できることになっている。

今回、説明があったのは、山方面、長野県上田市の武石少年自然の家の臨時休館についてである。この臨時休館の時期は、スキーの移動教室前になるのか。

保健給食課長

そのとおりである。スキーの移動教室は1月上旬から3月上旬までである。

教育長

小学校の移動教室等が終わり、中学生のスキーの移動教室が始まる前の期間を使って改修工事を行うため、臨時休館するということである。一般の方がお正月に使用するため、そこまでには工事を終える予定である。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に報告の6番をお願いします。

光が丘図書館長

#### 資料に基づき説明

教育振興部長

補足させていただく。まだ始まって20年足らずの制度だが、指定管理者という制度があり、練馬区においては、5年間の契約で民間事業者に公の施設の管理を委託することができることとなっている。

小竹図書館は5年前の平成26年に指定管理を行っており、来年の3月で5年間の任期が満了になる。通常であれば、公募を行い、プレゼンテーションやプロポーザルにより最善と思われる事業者指定管理者をお願いするわけだが、今回の案件である小竹図書館の事業者は、5年間優良に運営していただいた。そういう場合は、公募を行わず、同一の事業者継続していただくことを前提として、新たに5年間の契約をするというものである。

先ほど説明があったとおり、今回はハートフルサポート共同事業体という事業者をお願いし、新たに向こう5年間やっていただけるかどうか、また、それに値する事業者かどうかを審査させていただくことになる。審査の結果、継続するというのであれば、12月の平成30年第四回練馬区議会定例会に平成31年4月からの指定管理者の指定について議案を提出し、そこで区議会の議決をいただき、5年間の契約延長になるということである。

教育長

小竹図書館は5年間指定管理でやってみて、利用者の反応も非常に良かったということで、あえて公募をかけず事業者を継続させるという内容である。もちろん、何もしないで継続させるのではなく、今、部長が説明したようにきちんと審査をし、大丈夫かどうかを確認した上で議会の議決を得て継続してもらうという仕組みになっている。

何か、ご質問、ご意見あるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に報告の7番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

「子ども読書の日」記念事業の実施結果の報告であった。  
何か意見はあるか。

坂口委員

このように一覧表で見せていただくと、様々な事業がありわくわくする。ぜひ、多くの子供たちに参加していただき、本好きの子供が増えてほしいと思う。

教育長

おはなし会等の講師はどのように決めているのか。

光が丘図書館長

地域の方で、おはなし会をされている方を講師に招いたり、あるいは絵本作家の方をお願いをしたりしている。図書館員が創意工夫して自ら行うという館もある。

新井委員

近年、活字離れ、読書離れということが叫ばれている中でほんとうに素晴らしい取組だと思う。一般の区民の方にはどのように周知しているのか。

光が丘図書館長

館内ポスター、区ホームページ、図書館ホームページ、区報などで周知している。  
また、教育だよりも掲載し、周知を図っている。

高柳委員

大変興味深い事業名が並んでいるが、実際に実施してみて、特に好評だったものなどについて教えていただきたい。

光が丘図書館長

南大泉図書館は普段も英語でのおはなし会をしており、さらにこの期間中は英語以外の3ヶ国語でスペシャルおはなし会という企画を実施している。

また、おはなし会以外にも、工作をするというような事業も行っている。例えば光が丘図書館では絵本作家の方に来ていただき、音からくるイメージを形に表して、造形物をつくり上げていくようなことをやって楽しんでいただいた。



伊神委員

それぞれの事業の対象年齢はどのような設定しているのか。基本的には、小学生や幼稚園児が親子でやる事業ということになるのだろうか。

光が丘図書館長

対象年齢についてだが、例えば光が丘図書館のおはなし会の場合、保護者の方と一緒に来ていただくもののほかに、1人で聞けるおはなし会も行っている。

また、今回紹介した事業については、個々の事業について、それぞれ内容に応じて、対象年齢をきめ細かく設定している。

教育長

ほとんどの館は1年に1回の事業なのか。

光が丘図書館長

子ども読書週間のほか、秋にも大々的に行っている。通常のおはなし会は毎週行っているが、それに加えてこのような特別な活動を実施しているということである。

教育長

それぞれの図書館が工夫をこらし、いろいろな取組をしているということである。今度報告する際は、写真をつけるなど、取組の様子が分かるように工夫してみてほしい。この件は以上でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の8番をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

制度が複雑であり、なかなか分かりづらい部分もあったかと思う。そもそも、子供たちに放課後を安心して過ごしてもらうためにさまざまな仕組みが練馬区でも取られており、その代表的なものが学童クラブである。

学童クラブは保育事業だが、親の就労が前提になっている。ただ、親が働いていなくても子供たちを安心して放課後遊ばせたいという方々もいるため、そういう方々のために地域の方々が中心になって子供たちを預かって見守りをしている、学校応援団によるひろば事業もある。

学童クラブについては、区立の学童クラブもあれば民間の学童クラブもある。

区立の学童クラブも直営のものもあれば、委託しているものもある。非常に複雑である。そのほか、児童館でも放課後の事業を展開しており、放課後の子供の居場所に関しては様々な場所で施策を展開している状況である。全部を整理するような形でご説明する機会も設けたいと考えている。

また、学童クラブとひろば事業を一つの事業者と一緒に運営する、ねりっこクラブという仕組みも新しく始めている。なぜそういう仕組みを作ったのかを含め、いろいろとお話すべきことがある。特に新井委員、伊神委員には、そういう全体的なことも改めて教育委員会でお話しできる機会を設けたいと考えているので、よろしくお願いをしたい。

今の説明について、何かご質問、ご意見はあるか。  
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に報告の9番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

国立小学校の児童が1名いるが、距離的に通うことができるのか。

子育て支援課長

ご自宅は豊玉東小学校に近いところにあるようなので、大丈夫かと思う。

教育長

もともと地区区民館にあった学童クラブだが、地区区民館の改修工事を行うため、どのように対応すべきかと考えていた。この地区区民館の学童クラブに通っている子供はほとんどが豊玉東小学校の子供なので、豊玉東小学校にねりっこクラブを作らせていただくことで、子供たちにとっては便利になったかと思う。

今後、学童クラブの待機児童が増えて、やはり地区区民館にも学童クラブがあったほうがよいということになれば、再開についても検討させていただきたい。  
何か、ご質問、ご意見はあるか。

坂口委員

立地を考えると、地区区民館の学童クラブを再開するよりも、豊玉東小学校のねりっこクラブを充実させた方がよいと思う。ここの待機児童は多いのか。

子育て支援課長

現在の待機児童は1名である。ねりっこクラブになると受入人数が増えるため十分対応できる。

教育長

では、こういう形で進めさせていただきたい。

それでは、次に報告の10番だが、報告の13番と関連するので、一括で説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明（報告10番）

保育計画調整課長

資料に基づき説明（報告13番）

教育長

保育園の待機児童数について前回ご報告させていただいたが、残念ながら79人の待機児童がいるため、来年度に向けてどういう対策を行っていくかということをお出しした。

また、東大泉保育園の改築については、母体となる都営住宅の工事が少し遅れており、残念ながら当初の予定よりも工期が遅れることになる。当初の計画では、改築による40人の定員増を見込んでいたが、工事が間に合わないため、先ほど説明があったように、他のことで定員増を図っていくこととした。結果として、改築の延期による影響は受けないという説明であった。

以上2件、何かご質問、ご意見あるか。

坂口委員

地区別・年齢別内訳について、色々な推計から出てきたのだろうとは思いますが、数字の根拠を教えてください。

保育計画調整課長

710人の定員拡大の根拠であるが、待機児童の発生状況、来年4月に向けた需要増、児童人口の増加等を踏まえて設定したものである。地域への割り振りに関しても同様に、現在の待機児童の発生状況等を加味したものである。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここで進行についてお諮りさせていただきたい。時間の関係もあるので、本日予定していた報告案件の11番、12番については、次回の定例会で報告させていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、その他の報告をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今、説明があったとおり、教育委員会では事業の後援をしており、それぞれの事業の概要等に関する資料となっている。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の報告をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

教育・保育施設におけるブロック塀等の安全点検の取組状況に関する報告であった。今後、危険性の度合いも確認しなければいけない。現在、情報を集約しているので、次回の教育委員会ではもう少し詳細な情報が出せるかと思う。

また、それまでの間に進捗があれば、個別にご連絡をさせていただく。

この件は、マスコミからの問い合わせも多い。私どもは、国や都の通知よりも前の段階から動いており、対応としては早い方だと思うが、練馬区の学校は99校あり、通学路もあるので、膨大な箇所の確認をしなければいけない。大規模な区としての悩みになるが、どうしても少し時間がかかってしまう。

いずれにしても、子供たちの命と安全に関わることなので、最優先で対応すべきだと考えている。何かご意見、ご質問あるか。

高柳委員

以前、宮城沖で発生した地震の際にも、ブロック塀が倒れて被害が出たという情報があったと思う。ブロック塀には控え壁が必要とされているが、鉄柱や支柱ではいけないのか。設置基準について教えていただきたい。

学校施設課長

現在、私どもで行っている確認方法だが、鉄筋が入っていることは前提として、控え壁の有無、控え壁の間隔が建築基準法の基準である3.4メートルになっているかといった点を目視で確認している。また、ブロック塀の高さが現行基準に合っているかどうかについても確認し、調査結果をまとめているところである。

学校のブロック塀については、改正前の建築基準法には適応していたが、現行の基準で言うと当てはまらないものもある。その点についても整理を行っている。

教育振興部長

高柳委員がおっしゃった宮城沖地震の時は、ブロック塀の高さは3メートルまで合法であった。しかし、それ以降に建築基準法が変わったため、現在は2.2メートルまでということになっている。そのため、建築基準法改正前にできた学校の中には、現行基準に合っていないところも存在していると考えている。

また、高さ2.2メートル以下であっても、控え壁は3.4メートルの間隔以内でなければいけない。

学校を建設した当時は合法であっても、現在の基準に照らせば、補修をする必要があるということである。私どもとしては万全を期すため、現行の法令に基づき適切に確認させていただいている。

学校施設課長が申し上げたとおり、今回の調査は目視で学校の先生方に確認をしていただき、そして今週の月曜、火曜に建築職の専門職が学校を巡回し、判断をさせていただくということである。

次回の教育委員会では、より詳細なご報告ができるかと思っている。

高柳委員

鉄筋が入っているかどうかは目視ではわからないと思う。専門的にはエクス線などで調査することになるのか。

教育振興部長

そのとおりである。金属探知機を使うことになる。

教育長

これは専門業者が行うため、特に時間がかかる。しかし、説明があったとおり、鉄筋の有無以外は目視で十分チェックできる。そもそも鉄筋が入っているのは当たり前なので、ブロック塀の高さ、控え壁の間隔等について、全てチェックしているということである。

高柳委員

プールの場合、控え壁があると子供がぶつかったりして、逆に安全性に支障があるのではないかとも思うが、ブロック塀の場合はつけなければいけないということか。

教育長

控え壁は1.2メートル以上のブロック塀には必ず付けなくてはならない。それ以下であればいいが、それでも、控え壁を付けるのが一般的である。

プールの場合は目隠しのために設置しているので、それなりの高さが必要になる。ブロック塀は工事しやすく、価格も安いので、割と使われているようである。しかし、今回こういう問題が起き、子供の命が奪われている重大性を考えれば、この機を捉えて徹底的に洗い出しをして、修理をすべきところは修理するということは、当然必要なことだと思う。最優先で取り組んでいきたい。

高柳委員

わかった。

学校施設課長

補足させていただく。近年の改築校では、プール近辺でブロック塀などを使用せず、目隠しフェンスなどを使うことが多くなっている。調査の結果、危険なブロック塀があった場合は、目隠しフェンスに変えるといった対応をさせていただければと考えている。

また、先ほどブロック塀の中の鉄筋についてお話があったが、そもそも鉄筋が入っていないとブロック塀は積み上がらないため、基本的には鉄筋が入っていることが前提になると考えている。

坂口委員

余談になるが、私が投票に行く中学校には、以前、万年塀というものがあつた。歪みが生じており、危ないと感じていたので、この事故があつてすぐに様子を見に行ってきた。現在はフェンスになっており、非常に安心したところである。

教育長

そういったものも含めて、危なそうな塀については全て対応していきたいと思っているが、学校などの公共施設ではなく、民有地との間の壁、あるいは通学路にある民間のお宅の塀について、どのように対応していくのかというのが課題である。

これは教育委員会だけではなく、練馬区全体の課題だと思う。それについても改めてご報告させていただきたい。

伊神委員

今回の対応について、保護者の方々に一斉メールを送信したことは良かったと思う。教育委員会が迅速に動いていることが伝わった。今後の対応についても情報提供をお願いしたいと思う。

教育長

問題のある塀がどの程度あり、それに対してどう対応をするかについては、情報公開の観点から、区民の方々にお知らせをすることは当然のことかと思う。今後も続けていただきたいと思っている。

ほかいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、口頭報告が1件あるようなので、よろしく願います。

保育課長

5月29日正午頃、練馬区立北大泉保育園において、職員が休憩室の冷蔵庫から自身の飲みかけの500ml入りペットボトルを取り出し、一口飲んだところむせかえり、その場で意識を失って倒れたというものである。

園長が職員の容体を確認すると同時にペットボトルを確認したところ、休憩室の流し台にある洗剤と同じ臭いがしたため、異物混入の疑いが高いと判断し、すぐに救急車を要請した。救急車が到着する前に当該職員は意識を取り戻したが、脱力症状が見られたため、救急病院に搬送された。なお、職員についてはその日のうちに自宅に戻っている。

現在、石神井警察署が事件と事故の両面で捜査中である。結論が出るまでにはしばらく時間を要する見込みだと言われている。

保育園では、翌日の朝から園内の安全点検を実施するとともに、保育課の看護師・栄養士などを派遣し、給食用食材の検品と提供前の検食を通常より厳格に実施するなど、児童の安全確保に万全を期している。

ご報告は以上である。

教育長

子供に関わる場所ではなかったが、職員がそのような状態になったということで、現在、警察が捜査を行っているということである。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

本日の案件は以上だが、委員の皆様から、何かあるか。  
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、以上で第12回教育委員会定例会を終了させていただきます。